

## ETV 個別ロゴマークの設定について

### 検討の背景

環境技術実証事業(以下 ETV)の平成 20 年度実証運営協議会(平成 20 年 12 月 16 日)において、現行の ETV ロゴマークに関して以下の指摘が挙げられている。

現行のロゴマークに記載されている情報だけでは、ETV の詳細内容を知らない者にとって、当該技術の第三者による実証結果がウェブサイトに掲載されていることが分からない。

ロゴマーク自体は第三者による実証結果が整備・開示されている事を示すものであり、申請者自身の環境技術の環境保全効果等をアピールすることができず、実証技術導入インセンティブや事業参加メリットの向上に至っていない。

これを踏まえ、平成 20 年度第 2 回環境技術実証事業検討会(平成 21 年 3 月 10 日)において、ロゴマーク改定に関する基本的な方向性及びデザイン案が示され、平成 21 年度環境技術実証事業検討会にて以下の取扱をすることとしている。

### ロゴマークの必須表示部分

ロゴマーク改定案において最低限表示しなければならない部分(以下、「必須表示部分」と呼ぶ)を下の通りとする。(実証ロゴ及び取組ロゴとも共通とする)



- 必須表示部分に加えてロゴマークが優先して伝えるべき内容及びその情報量は、各分野のユーザー層の性質によって異なり、下表のように整理できる。このことから、ロゴマーク改定案では、情報量がユーザー層別に調整できる仕組みが必要と言える。
- これを踏まえると、ロゴマークは、必須表示部分と、各分野で合意の上で規定可能な分野別部分とに切り分けられた構造とすることが望ましい。

## ロゴマークに盛り込むべき情報

- ロゴ自体に乗せるべき情報項目の候補として、以下の7点が挙げられる。

ロゴ自体（必須）  
ETVのURL  
「環境省」の表示  
「第三者実証試験」、「第三者による実証結果が公開されている」等の表示  
実証番号  
実証試験結果等  
任意実証などの特記事項

## 個別ロゴマーク（案）

- 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。（実証事業実施要領第2部第11章2(2)）
- 閉鎖性海域分野の技術は、ユーザー候補者に実証試験結果を確認してもらうことが重要であり、試験結果を掲載しているwebページへの誘導が有効と考えられる。

